砺波市農業委員会7月総会議事録

開催日時 令和4年7月5日(火)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 大ホール

出席した委員 24名

2番	鴨井 克之	16番	江成 周彦
3番	境 真由美	17番	樋掛 雅彦
4番	舘 和香子	18番	亀永 理恵
5番	川邉 洋	19番	平木 哲
6番	源通 一郎	20番	山本 渉
7番	松原 光雄	21番	山本 憲政
9番	堀田 敬三	23番	原野 敬司
10番	齋藤 徹	24番	前野 久
11番	吉田 一馬	25番	石田 智久
12番	片山 雅喜	27番	野原 外茂雄
13番	黒田 英嗣	28番	吉田 孝夫
14番	川邉 孝之	29番	西原 登

欠席した委員 5名

1番	老 健	22番	宮﨑	雄介
8番	飯田 輝一	26番	田無	明雄

15番 土田 英雄

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 栄前田 龍平 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生

農業振興課 1名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

付議案件

議事

議案第9号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について

議案第10号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し

意見決定について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可

申請に対し、意見決定について

報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和4年度・砺波市農業委員会 7月総会」を開会いたします。

会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶がございます。

会 長 ご苦労様です。連日暑い日が続いております。梅雨がなくいきなり夏に なったかのような気候でしたので、農作物への影響が心配されるところで す。これからも天候に恵まれればよいなと思っております。

本日も慎重にご審議をお願いします。

事務局 ありがとうございました。

ここで、ご報告いたします。本日は、在任委員29名中24名が出席されています。よって「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後はお手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。

なお、「砺波市農業委員会会議規則第5条の規定」により、総会の議長 は会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいた します。

それでは、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させてい ただいてもよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、議席番号27番 野原 外茂雄委員・議席番号29番 西原 登委員にお願いいたします。

> それでは、議事に入ります。「議案第9号 農地法第3条の規定による 所有権移転許可について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。 今月の案件は、3件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1から3について、農業委員のあっせん委員会を通した農地中間 管理機構の事業の特例に関する事業により、農地を取得します。 譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「常時従事者」 「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「下限面積要件」「地域との調和」 のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第9号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (なし)

議 長 ご質問等がないようですので、採決を行います。 ただ今の「議案第9号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員举手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。 続きまして、「議案第10号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページをお願いします。 今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから5ページまでと、併せて ご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。隣接の住宅団地の住民の個々の駐車スペースが足りないことから、その希望に応じることができるよう、貸駐車場を整備するものです。以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第10号」について、補足 説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議 長 源通委員、どうぞ。

源通委員 この案件の農地は近年は耕作されていない遊休農地になります。そのため、近隣の住民から駐車場として利用できないかとの申し出があり、今回の申請に至りました。ご承認よろしくお願いします。

議 長 他にご質問等はございませんか。 ご質問等がないようですので、採決を行います。 ただ今の「議案第10号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。 続きまして、「議案第11号 農地法第5条第1項の規定による所有権 移転転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の3ページをお願いします。 今月の案件は、2件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の6ページから10ページまでと、併せてご覧ください。申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は「集落接続」に該当します。申請地は市街地近郊に位置しており、公共インフラが整備されています。市街地において、建売及び注文住宅用地が不足していることや、宮村地域において分家住宅用地が不足していることから、生活及び交通の利便性が高い申請地において分譲住宅用地を計画したものです。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の11ページから15ページまでと、併せてご覧ください。申請地は10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。農地転用の許可基準は、「休憩所」に該当します。譲受人の(株)南砺工業所は、砺波・小矢部・南砺市において、塵芥・廃棄物収集、産業廃棄物の処理・処分などの事業を営んでいることから、クリーンセンターとなみに近接した申請地において事業所及び作業員の休憩スペースを必要としています。申請地を確保することにより、業務の効率化と作業員の安全強化を図るものです。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第11号」について、補足 説明やご質問等がありましたら挙手願います。

> 2番の案件ですが、農振除外の申請が以前に出ておりまして、そこから の流れで今回の転用許可申請を出されたものです。ご承認よろしくお願い します。

他にご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ご質問等がないようですので、採決を行います。 ただ今の「議案第11号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。 続きまして、報告事項に入ります。 報告第1号から報告第2号について、事務局より説明願います。

事務局 (報告第1号・第2号説明)

議 長 ただ今、報告を受けた報告内容について、ご意見・ご質問等はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせて いただきます。

これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。これにて閉会いたします。

(閉会14:20)